

栃木県庁子育て応援行動計画【概要版】

～誰もが生き生きと働ける職場に～

目的

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、栃木県の、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び企業局に在籍する職員を対象に、これらの職員を雇用する事業主の立場から、仕事と子育ての両立の推進や地域における子育てを支援していくために策定。

計画期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間(必要に応じ見直し)

計画の推進のために

職員一人ひとりが自分の問題として与えられた役割を担うことが重要
計画の実施状況を確認し、さらに発展させるために、各部局の人事担当者等がメンバーとなる特定事業主行動計画策定・推進委員会を設置

子育ての各段階における仕事との両立を支援する環境の整備

職員の妊娠・出産・育児の各段階において次のような支援を実施する。

- ・ ハンドブックの作成による休暇、経済的支援制度、育児休業取得者の体験談等の周知
- ・ 職場のコミュニケーションを通じて、育児休業や休暇の取得がしやすく、超過勤務が少ない子育てを支援する職場環境づくり
- ・ 適切な代替職員の確保
- ・ 育児休暇制度を拡充

男性職員について育児休業の取得等子育て参加を促進する。

- ・ 子どもの出生時において連続した5日以上 of 休暇(「出産サポート休暇」)の取得を促進
- ・ 「男性職員の育児参加プログラム」を積極的に活用

数値目標として、育児休業等の取得率を設定。(平成21年度までに達成)

男性職員 55%(「出産サポート休暇」の取得率を含む)

女性職員 100%(育児休業を希望する女性職員全員)

子育て中の職員に配慮した人事異動や職員住宅の入居決定を行う。

仕事と家庭を両立させる働き方の実現

超過勤務の縮減を推進する。

- ・ 目安時間による超過勤務縮減対策の実施
- ・ 定時退庁日の周知徹底と各部局独自の定時退庁日の設定
- ・ 管理者に対する意識調査による管理者の意識啓発

休暇の取得を促進する。

- ・ 連続した休暇、子育てや家族のための休暇、子の看護休暇を取得しやすい職場の環境づくり

地域・家庭における子育て支援

子どもを連れて来庁者のために子育てバリアフリーを進める。

職員が子育てのための地域活動に参加、協力することを支援する。

子育て支援の環境づくりのために

制度を積極的に活用するために制度の周知を図る。

- ・ ハンドブックを作成し配布
職場のコミュニケーションを図るために、次のような取組を行い、組織目標の達成に向けた共通認識、子育てについての理解と共感、子育てを支援するチームワークを育成するとともに、職員それぞれの努力を促進していく。
- ・ 父親・母親になることがわかった場合の所属への報告
- ・ 「男性職員の育児参加プログラム」実施のための話し合い
- ・ 目安時間による超勤縮減対策におけるグループ内の打ち合わせ
- ・ 定期的なグループ内での話し合い